

**和田明子**議員の9月県議会での質問と答弁の要旨を紹介します。一般質問、答弁の全文はホームページの**議会の様子**から、質問の動画は右のQRコードよりご覧いただけます。



## \*\*\*水田活用直接交付金の見直しについて\*\*\*

**和田** 水田活用の直接支払交付金の見直しにより、交付対象とならなくなった場合、農地の荒廃や離農が避けられないのではないかと。国は畑地化促進事業を打ち出しているが、そば・大豆・小麦より米価の方が高いことから、水田活用の直接支払交付金で支援されていたものが、畑地化促進事業によって生産者が営農を継続できるのか。県としての対策は。

**農政部長** 県としては、排水対策などの基本技術を徹底し、品質と収量の向上を図りながら生産コストの削減を進め、収益を確保することが重要であると考えており、引き続き支援を行う。畑地化促進事業は単年度の予算措置であることから、国に対しては継続的な支援を求めるほか、自給率の向上、食料安全保障の観点から、畑作振興に向けた恒久的な支援策も求めている。

## \*\*\*学校の環境改善について\*\*\*

**和田** 高校のトイレが「暗い・汚い・臭い」と、学校によってはほとんどがまだ和式であり、生徒が使用に抵抗を感じたり、保護者から臭気が気になる等、生徒が気持ちよく使用できるトイレへの改修及びその予算措置の要請が多く出されている。洋式化率について全体の目標値、また今後どのように整備を進めていくのか伺う。

**教育長** 一定数の和式トイレを残し、便器の洋式化率が8割となるように取り組んでいる。今後は継続してトイレの整備を行うとともに、高校再編に伴う校舎の改築や大規模改修に合わせたトイレの整備を行うことで、目標達成に向け進めていく。

## \*\*\*教職員の働き方について\*\*\*

**和田** 豊かな学校教育実現のために、教員にも残業代の支給や、業務量に見合った教員の配置が必要。そのためには、教育予算の増額が必要であると現場や教育研究者が求めている。そのことをどう受け止めるのか。給特法（公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法）に対する認識はいかがか。また、給特法の見直しを国に求めている。

**教育長** 給特法に規定する教員の時間外勤務に対する対価の在り方が、現在の勤務実態に適合していないと認識しており、国における議論の動向を注視しているところだ。全国都道府県教育長協議会を通じ、給特法の見直しや、見直しに伴う必要な財政措置を講じることが国に要望している。

### ◆質問を終えて◆

教職員の働き方はどうなっているのか。45分の休憩はどのくらいの職場で確保されているのか。勤務時間中の休憩時間について中学・高校・特別支援学校も実態を把握するよう要望しました。

**※小川村で起きた浸水被害に対する見舞金の支出根拠についても買いました。**

